

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
南城市	佐敷地区	令和4年3月2日	令和3年3月2日

1 対象地区の現状

①地区内の耕作面積	338 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	195 ha
i うち「自分で耕作する」と回答した農地所有者の農地面積	47 ha
i うち「後継者に委譲する」と回答した農地所有者の農地面積	24 ha
ii うち「農地を継続して貸す」と回答した農地所有者の農地面積	41 ha
iii うち「貸したい」「売りたい」と回答した農地所有者の農地面積	20 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	88 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	27 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	17 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	31 ha
(備考)	

2 対象地区の概要

佐敷地区は、都市と農村から形成される地域である。地形的には北が中城湾に面し、湾を包み込むような半ドーナツ型を示した地勢を示している。農地において平坦部は、土地改良事業等の整備はほぼ完了している。また、拠点品目※1の他にサトウキビの盛んな地域である。津波古地域は、スーパーマーケットやドラッグストアが建ち並び、生活圏の拡大が進んでいる。

3 対象地区の課題

農家の高齢化による担い手不足が進んでいる。今後は、土地改良事業等の完了地区において、かんがい排水事業等の整備を計画的に推進し、農業用水の安定確保を図り生産性の向上と地域農業の持続的発展を図る必要がある。

本地区においては、高齢化が進行しており、10年後には農地所有者の半分以上が70歳以上となってしまふ。地域の話合いに代わるアンケート調査(以下、「アンケート調査②」と記載)では「10年後の地域の農地はどのようにになっていると思うか」という問いに対して「耕作放棄地が増加」「後継者不足、担い手の高齢化が深刻になっている」と回答した方が半数以上を占める。これらのことから、後継者の不足による遊休農地の増加が課題となってくる。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【 佐敷A地区(津波古・小谷・新開地域) 】
この地区の農地利用は、(表1)の中心経営体である認定農業者と基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

【 佐敷B地区(新里・兼久・佐敷地域) 】
この地区の農地利用は、(表1)の中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

【 佐敷C地区(手登根・伊原・屋比久・外間・仲伊保・富祖崎地域) 】
この地区の農地利用は、(表1)の中心経営体である認定農業者と基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

アンケート調査②「地域の農業を10年後も持続可能なものとするためにはどうしたらよいと思うか」という問いに対して、「地域内の担い手に農地を集積させる」への回答が28%となっている。このことから、地域内の担い手の確保と、担い手への農地の集積化に力を入れていきたい。

アンケート調査②「地域の農業を10年後も持続可能なものとするためにはどうしたらよいと思うか」という問いに対して、「地域内の新規就農者に対する支援を充実させる」への回答が33%となっている。このことから、新規就農者の受け入れを促進していきたい。

農地中間管理事業を活用し、認定農業者と認定新規就農者に農地を集積すると同時に、中心経営体になりうる担い手または新たな中心経営体による農地の集約も図る。

※1 南城市の拠点品目は、①サヤインゲン ②ゴーヤー ③薬用植物 ④オクラ ⑤マンゴー の5つ。

5 佐敷地区における中心経営体の状況

(表1)

	A地区	B地区	C地区
①認定農業者	6 経営体	6 経営体	8 経営体
②認定新規就農者	1 経営体	1 経営体	0 経営体
③他市町村の認定農業者	0 経営体	0 経営体	0 経営体
④他市町村の認定新規就農者	0 経営体	0 経営体	0 経営体
⑤基本構想水準到達者※2	3 経営体	4 経営体	4 経営体
⑥上記に該当しない中心経営体	4 経営体	7 経営体	9 経営体

※2 基本構想水準到達者とは、終期を迎えた認定農業者のうち、再認定をうけなかったものの従前の経営面積を維持又は拡大している経営体。または、終期を迎えた認定新規就農者のうち認定農業者の平均経営面積より大きい経営面積を確保している経営体のこと。

(表2) 中心経営体 — 佐敷地区 —

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考 農業を営む範囲(詳細)
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲	
1	認農	A	野菜+果樹	0.58 ha	野菜+果樹	0.58 ha	A地区	非 公 表
2	到達	B	野菜	1.27 ha	野菜	1.27 ha	A、C地区	
3	認農	C	ハーブ	0.74 ha	ハーブ	0.80 ha	B地区	
4	到達	D	野菜	0.72 ha	野菜	0.72 ha	B地区	
5	到達	E	野菜	0.79 ha	野菜	0.79 ha	C地区	
6	到達	F	野菜	1.06 ha	野菜	1.10 ha	B地区	
7		G	野菜	0.63 ha	野菜	0.63 ha	C地区	
8		H	野菜	0.53 ha	野菜	0.65 ha	C地区	
9	到達	I	サトウキビ	4.23 ha	サトウキビ	5.00 ha	B、C地区	
10	認農法	J	野菜	2.46 ha	野菜	3.00 ha	B、C地区	
11	認農	K	肉用牛	1.40 ha	肉用牛	2.50 ha	B、C地区	
12		L	野菜 サトウキビ	0.38 ha	野菜 サトウキビ	1.50 ha	A、B地区	
13	到達	M	サトウキビ	0.65 ha	サトウキビ	9.00 ha	B、C地区	
14	認農法	N	ハーブ	2.21 ha	ハーブ	3.00 ha	A、B、C地区	
15	認農	O	肉用牛	4.16 ha	肉用牛	6.00 ha	A、B、C地区	
16		P	野菜	0.12 ha	野菜	0.30 ha	B地区	
17	認農	Q	肉用牛	0.25 ha	肉用牛	2.00 ha	C地区	
18		R	サトウキビ	0.29 ha	サトウキビ	0.60 ha	A、B、C地区	
19		S	野菜	0.30 ha	野菜	0.30 ha	B地区	
20		T	野菜	0.29 ha	野菜	0.29 ha	B地区	
21		U	肉用牛	- ha	肉用牛	0.20 ha	C地区	
22		V	サトウキビ	0.23 ha	サトウキビ	2.00 ha	C地区	
23		W	野菜	0.43 ha	野菜	0.50 ha	A、B地区	
24		X	サトウキビ	0.90 ha	サトウキビ	1.00 ha	B地区	
25	認農法	Y	野菜	1.87 ha	野菜	5.00 ha	B、C地区	
26	認就	Z	珈琲	0.22 ha	珈琲	0.30 ha	B地区	
27		A2	野菜	0.50 ha	野菜	0.50 ha	C地区	
28		B2	肉用牛	0.37 ha	肉用牛	0.50 ha	C地区	
29	認農	C2	肉用牛	0.23 ha	肉用牛	0.50 ha	C地区	
30		D2	サトウキビ	- ha	サトウキビ	5.00 ha	C地区	
31	認農法	E2	養豚	- ha	養豚	- ha	C地区	
32	到達	F2	野菜	0.36 ha	野菜	0.36 ha	A地区	
33		G2	野菜	0.05 ha	野菜	0.20 ha	C地区	
34	認農	H2	肉用牛(牧草)	0.14 ha	肉用牛(牧草)	0.14 ha	A地区	
35	認就	I2	ハーブ+野菜	0.20 ha	ハーブ+野菜	1.00 ha	A地区	
36	認農	J2	肉用牛(牧草)	0.10 ha	肉用牛(牧草)	2.20 ha	A地区	
37		K2	肉用牛	0.50 ha	肉用牛	0.50 ha	A地区	
38	認農	L2	肉用牛(牧草)	0.07 ha	肉用牛(牧草)	0.10 ha	A地区	
39	到達	M2	サトウキビ	0.10 ha	サトウキビ	0.50 ha	A地区	
計		39 経営体		29.32 ha		60.53 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

注4:個人が特定される恐れのある「農業者(氏名・名称)」と「農業を営む範囲(詳細)」は伏せて表示しております。

6 佐敷地区内における農家からの意見(地域の話合いに代わるアンケート調査より)

似ている意見はまとめて記載しております。

地域ブランドや料理レシピの開発を市内の食堂・レストランなどと連携してやってほしい。
農地所有者と就農者の仲介を公定機関で行ってもらえると助かる。
後継者の育成に力を入れ、耕作放棄地に対するペナルティーを作してほしい。
若者をいかに農業に目を向けさせるか。農業用水等の整備や農業機器などへの補助の検討が必要である。
津波古土地改良区への給水所設置を検討してほしい。
集積できた農地には、出荷場にトイレ・洗い場が設置できるようにして、女性でも働きやすい環境づくりができるようにしてほしい。
農業用水の確保が必須である。農業用水タンクを設置するとき等に補助してほしい。または共同タンクの設置等を検討してほしい。
付加価値の高い農産物の拠点化を行う。
現状を把握したあとは、実施が大切だと思うのでプランが達成、完結させてほしい。
水耕栽培の充実、家庭菜園への指導ができるようにしてほしい。
農地の集積により専業農家・農業生産法人の育成を強化してほしい。
もっと農業の魅力を若者が感じられるような努力をして、農業委員の方も一緒に農業者への情報発信をしてほしい。